

(第185回定時株主総会招集ご通知添付書類①)

第185期事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

古河電気工業株式会社

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における企業集団の事業の経過および成果

当期のわが国経済は、中国が高成長を続け米国景気も緩やかに拡大するなど世界経済が全体として好調に推移する中、企業業績の伸びを反映して設備投資の増加や雇用情勢の改善がみられ、個人消費には力強さに欠ける面があったものの、景気は総じて拡大基調で推移しました。

このような環境のもと、当社におきましては、平成18年3月に、「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益会社になること」を経営ビジョンとして掲げる新中期経営計画「イノベーション09」を策定いたしました。同計画では、自動車、電子部品、フォトンクス・ネットワーク、環境を重点分野とし、最終年度である平成21年度に連結売上高1兆円、連結営業利益を700億円とすること等を目標として掲げております。当期は、この成長戦略に沿って、車載用・電子用銅条や高機能銅箔の増産のための設備投資を行ったほか、中国における自動車部品事業の拡大のための事業拠点再編等を実施しました。

また、有利子負債の削減や資本効率の改善、今後の成長のために必要な投資資金の確保を図るべく、グループを挙げて売掛金や棚卸資産の圧縮に精力的に取り組んだほか、旧品川事業所の土地・建物をはじめ不要資産の売却を前期に引続き実施しました。さらに、グループ経営体制の見直しの一環として、子会社の経営基盤や内部管理体制の強化・拡充、経営の効率化、管理コストの低減等を図るため、子会社の再編・統合を促進してまいりました。

なお、当社ではこれまでもCSR（企業の社会的責任）を重視した経営を志向してまいりましたが、「コンプライアンス」、「リスク管理」、「地球環境への配慮」、「地域・社会への貢献」といったCSRに関連する諸活動を統一かつバランスよく行い、企業の社会的責任を十分に果たしていくための体制強化を目的として、新たにチーフ・オフィサーとしてCSRO（チーフ・ソーシャル・レスポンシビリティ・オフィサー）

を置き、その管轄部門としてCSR推進本部を設置いたしました。

当期の業績につきましては、情報通信関連需要が順調な回復をみせ、電子部品・自動車関連製品の売上も好調に推移したことに加え、銅・アルミ等の地金価格の高騰の影響もあり、当社グループの連結売上高は1,104,709百万円（前期比26.6%増）と「イノベーション09」の最終目標である1兆円を達成しましたが、これは、地金価格の高騰により、売上高が押し上げられた側面もありますので、今後もさらなる実質的な増収を目指し、拡販に努めてまいります。損益面につきましては、情報通信部門をはじめとする主要5部門すべてで増益となり、連結営業利益は53,632百万円（前期比43.3%増）、連結経常利益は49,589百万円（前期比5.6%増）となり、「イノベーション09」の初年度の当初利益計画を大幅に上回りました。また、固定資産の処分損等により特別損失9,360百万円を計上しましたが、不動産の売却等による特別利益17,758百万円を計上した結果、税金等を差し引いた連結当期純利益は、29,765百万円（前期比16.7%増）となりました。なお、上述のとおり当社グループでは有利子負債の削減に努めておりますが、当期末の連結有利子負債は428,174百万円と前期末比7,173百万円減少しました。

当社単独の業績につきましては、銅地金価格の高騰を反映した製品価格の上昇や情報通信部門、電装・エレクトロニクス部門の好調により、売上高は500,436百万円（前期比30.8%増）、営業利益は14,123百万円（前期比24.1%増）、経常利益は16,173百万円（前期比15.4%増）となりました。税金等を差し引いた当期純利益は、法人税還付金を原資とするカナダ投資子会社からの特別配当金15,809百万円や固定資産処分益12,128百万円などの特別利益30,026百万円と関係会社株式評価損等の特別損失14,575百万円を計上した結果、15,555百万円（前期比66.2%増）となりました。

次に部門別の状況について、ご報告いたします。

〔情報通信部門〕

情報通信部門におきましては、FTTH関連市場の需要が引続き旺盛で、光ファイバ・ケーブルの売上が国内外で好調でした。フォトニクス・ネットワークについては、光アンプは低調でしたが、FTTH関連光部品、融着機、半導体レーザーやルータの

国内売上が好調で、欧米においても需要が増加したことから、製品価格は全体として下落傾向にあったものの、売上高は伸長し、当部門の連結売上高は166,165百万円（前期比16.1%増）となりました。また、前期までの事業構造改革諸施策の効果に加え、海外子会社等への製造移管などによるコストダウン、生産性の向上等に努めた結果、連結営業利益は11,320百万円（前期比2.1倍）となりました。なお、米国子会社のOFSは、前期までの損益改善策の効果と欧米での光ファイバ・ケーブルの需要増加により、通期での営業損益黒字化を実現いたしました。また、単独売上高は78,893百万円（前期比8.1%増）となりました。

〔エネルギー・産業機材部門〕

エネルギー・産業機材部門におきましては、景気拡大の継続や銅地金価格が高水準で推移したことにより、銅裸線の売上は増加し、産業用電線の需要も好調であったほか、DDF（三次元実装用テープ）等の半導体製造用テープの売上も好調を維持したことに加え、海外での液晶テレビ向け発泡製品の需要が増加した結果、連結売上高は294,269百万円（前期比35.3%増）となりました。また、売上の増加に加え、原材料価格の上昇分について引続き製品価格への転嫁を進めたこともあり、連結営業利益は9,182百万円（前期比36.4%増）となりました。また、単独売上高は157,437百万円（前期比36.0%増）となりました。

〔金属部門〕

金属部門におきましては、銅地金価格が高止まりするなか、条製品ではデジタル機器・家電、半導体市場向けが好調で、めっき製品や銅箔も堅調に推移したほか、これまでエアコンの海外生産増加で国内市場が縮小していたエアコン用銅管も売上が伸長した結果、連結売上高は193,867百万円（前期比45.3%増）となりました。下期には自動車関連製品および電池向け銅箔を除き需要が減少したものの、生産性の向上や上期における需要増の影響等により、連結営業利益は7,629百万円（前期比57.0%増）となりました。また、単独売上高は116,787百万円（前期比46.9%増）となりました。

〔軽金属部門〕

軽金属部門におきましては、天候不順により飲料缶向け板材の需要は減少したものの、自動車用各種材料が好調に推移し、また、前期はデジタル家電市場の生産・在庫調整により低調であった液晶・半導体製造装置向け厚板の需要が回復して売上数量が増加したことに加え、アルミ地金価格の高騰もあり、連結売上高は246,670百万円（前期比13.8%増）となりました。また、原油価格および原材料価格が高止まりするなかで、前期からの工場間の生産配分の最適化によるコストダウンや製造コスト上昇分の製品価格への転嫁、高採算製品の拡販を進めた結果、連結営業利益は15,033百万円（前期比18.2%増）となりました。

〔電装・エレクトロニクス部門〕

電装・エレクトロニクス部門におきましては、旺盛な自動車電装市場の需要を受け、自動車用ワイヤーハーネスやエアバッグ用SRC（ステアリング・ロール・コネクタ）等の自動車部品や電装部品用エナメル線が好調でした。また、エレクトロニクス関連製品ではゲーム機用ヒートシンク（電子機器用放熱部品）の売上が伸長し、メモリーディスク用アルミ基板、携帯電話向け三層絶縁電線も好調に推移し、これに銅地金価格の高騰の影響が加わったことにより、連結売上高は240,943百万円（前期比23.6%増）となりました。連結営業利益につきましては、固定費の圧縮のほか、原材料価格の上昇分の製品価格への転嫁が進み8,716百万円（前期比45.7%増）となりました。また、単独売上高は142,528百万円（前期比29.6%増）となりました。

当部門の自動車部品事業につきましては、上述のとおり、成長の見込まれる中国市場において自動車用ワイヤーハーネスおよび部品事業を再編し、中国における新規の顧客獲得・製品受注の拡大等を目指して活動を展開しております。

なお、昨年10月には、当部門のリフロー炉事業を株式会社タムラFAシステムとの合弁会社である株式会社タムラ古河マシナリーに譲渡しました。

また、当部門の金属めっき製品等の製造販売子会社であるFCM株式会社は、一層の業容の拡大を目指し、本年2月28日に大阪証券取引所のヘラクレス市場へ上場いたしました。

[サービス等部門]

サービス等部門におきましては、情報処理・ソフトウェア開発、物流および各種業務受託による当社グループの各事業のサポート等を行っており、当部門の連結売上高は40,212百万円（前期比12.9%増）となりましたが、連結営業利益は1,609百万円（前期比21.8%減）、また単独売上高は4,789百万円（前期比12.4%増）となりました。

[部門別連結売上高および連結営業利益]

(単位：百万円)

部門名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益	前期比増減額
情報通信部門	166,165	23,096	11,320	5,960
エネルギー・産業機材部門	294,269	76,786	9,182	2,452
金属部門	193,867	60,474	7,629	2,770
軽金属部門	246,670	29,886	15,033	2,318
電装・エレクトロニクス部門	240,943	46,053	8,716	2,734
サービス等部門	40,212	4,582	1,609	△449
消去または全社	△77,419	△8,706	140	416
合計	1,104,709	232,173	53,632	16,202

(2) 設備投資等の状況

① 重要な設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資は総額41,833百万円で、その主なものは次のとおりです。

1) 当期中に完成した主要設備

- ・発泡シート製造設備の増強（当社エネルギー・産業機材カンパニー）
- ・銅条品製造設備の増強（当社金属カンパニー）
- ・アルミ押出製造設備の増強（古河スカイ(株)）

2) 当期継続中の主要設備の新設、拡充

- ・半導体テープ製造設備の増強（当社エネルギー・産業機材カンパニー）
- ・発泡シート製造設備の増強（当社エネルギー・産業機材カンパニー）
- ・エナメル線製造設備の増強（当社電装・エレクトロニクスカンパニー）
- ・銅条品・めっき品製造設備の増強（当社金属カンパニー）
- ・銅箔品製造設備の増強（古河サーキットフォイル(株)、台日古河銅箔股份有限公司）
- ・圧延機モータAC化更新（古河スカイ(株)）

- ・アルミ溶解鑄造設備の増強（古河スカイ㈱）
- ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失の状況
 - ・旧品川事業所の土地・建物の売却（当社）

(3) 資金調達状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金のほか、金融機関からの短期・長期の借入、社債およびコマーシャル・ペーパーの発行、不動産等の資産売却、カナダの法人税還付金等で賄いました。なお、当社が行った長期借入のうち30億円は、日本政策投資銀行による「環境格付融資」です。これは、環境配慮に対する取組みが十分になされていると認められる企業を対象とした優遇金利での融資です。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、原油や銅・アルミ地金価格等の高騰の長期化や米国景気の減速など懸念材料はあるものの、わが国では当面緩やかな景気拡大が続くものと予想されます。

当社グループにおきましては、中期経営計画「イノベーション09」で描いた成長戦略の実現に向け、引き続き積極投資を行うとともに、自動車、電子部品、フォトニクス・ネットワーク、環境の重点分野において、素材力を強化し、世界シェアトップクラスの製品や高収益事業を育成、発展させてまいります。一方、有利子負債の削減は、依然として当社グループの重要な経営課題の一つであることから、地金価格高騰の影響を最小限に抑えるためにも、棚卸資産と売掛金の圧縮による資本効率の一層の向上を追求いたします。加えて成長促進の視点から、事業や関係会社の再編、整理、統廃合を推進するほか、グローバルな事業展開を的確にマネジメントできる人材の育成にも注力いたします。

また、いわゆる「日本版SOX法」で定められた内部統制報告書の提出が、平成21年3月期決算から始まることに備え、現在、プロジェクトチームを中心に必要な体制の整備、構築を行っておりますが、当社は、前述のCSR推進体制の強化と併せ、この機会も積極的に活用することにより、従来にもましてコンプライアンスやリスク

管理の徹底を図り、グループ全体においてより効果的な内部統制システムを確立して、企業価値の維持、向上に努めてまいります。

ところで、当社グループでは、本年10月に初の試みとして「古河電工グループ総合技術展2007」を開催いたします。本技術展では、当社グループ全体のもつ素材力や技術力をはじめとする強みや特質をアピールし、当社グループの総合力をご理解いただくとともに、新たなビジネスやイノベーションの種を発掘、再発見する機会としてまいりたいと存じます。

連結業績は、3期連続の増収・増益となりましたが、通信バブルの崩壊により不振を極めた情報通信関連需要の回復と原材料価格の高騰に負うところも大きく、決して楽観視できるものではありません。当社グループでは、「イノベーション09」で掲げた目標の達成に向け、一丸となって努力を重ねてまいります。

なにとぞ株主各位の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(注) 前述のとおり、当期において「イノベーション09」の連結売上高の目標値1兆円を既に達成したため、最近の経営環境等を勘案して見直しを行った結果、連結売上高、ROAおよび総資産回転率の最終目標値を次のとおり修正しました。

	旧目標値	新目標値	摘要
連結売上高	1兆円	1兆2500億円	
連結営業利益	700億円	700億円	変更なし
ROE	11.0%	11.0%	変更なし
ROA (営業利益ベース)	7.0%	6.2%	
総資産回転率	1.0	1.1	
D/Eレシオ	1.3	1.3	変更なし

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第182期 平成15年度	第183期 平成16年度	第184期 平成17年度	第185期 (当期) 平成18年度
売上高(百万円)	739,867	775,894	872,535	1,104,709
営業利益(百万円)	△3,161	23,736	37,430	53,632
経常利益(百万円)	△15,774	16,174	46,966	49,589
当期純利益(百万円)	△140,128	15,805	25,508	29,765
1株当たり当期純利益(円)	△213.77	24.11	36.94	42.16
総資産(百万円)	1,110,666	991,358	1,052,256	1,096,708
純資産(百万円)	166,939	175,845	223,243	316,302

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第182期 平成15年度	第183期 平成16年度	第184期 平成17年度	第185期 (当期) 平成18年度
売上高(百万円)	381,282	341,077	382,468	500,436
営業利益(百万円)	△753	△1,888	11,381	14,123
経常利益(百万円)	△2,594	872	14,017	16,173
当期純利益(百万円)	△136,229	10,810	9,360	15,555
1株当たり当期純利益(円)	△207.80	16.49	13.53	22.03
総資産(百万円)	662,731	559,652	588,262	612,880
純資産(百万円)	126,936	129,863	158,877	166,832

(注) 第185期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成19年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
古河スカイ株式会社	16,528百万円	53.00%	アルミニウム製品の製造・販売
日本製箔株式会社	1,924百万円	40.87%	アルミニウム製品の製造・販売
理研電線株式会社	1,870百万円	63.92%	電線、プラスチック製品等の製造・販売
古河総合設備株式会社	1,817百万円	58.36%	電気、建築、土木その他各種工事の設計・施工の請負
古河電池株式会社	1,640百万円	58.26%	電池の製造・販売
古河オートモーティブパーツ株式会社	1,000百万円	97.80%	自動車用ワイヤーハーネスの製造
古河サーキットフォイル株式会社	720百万円	100%	電解銅箔製品の製造
古河産業株式会社	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
F C M 株式会社	687百万円	56.07%	金属めっき製品等の製造・販売
古河電工産業電線株式会社	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
奥村金属株式会社	310百万円	100%	銅製品、アルミニウム製品等の販売
古河物流株式会社	292百万円	100%	貨物運送等
古河エレコム株式会社	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
OFS Fitel, LLC（米国）	2,150百万米ドル	100%	光ファイバ・光部品の製造・販売
Furukawa Electric North America, Inc.（米国）	15百万米ドル	100%	米国の投資会社
Furukawa Industrial S.A. Produtos Eletricos（ブラジル）	124百万レアル	85.10%	メタル通信ケーブル、光ファイバケーブルの製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司（中国）	169,934千元	100%	電線等の製造・販売
Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.（タイ）	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
Trocellen GmbH（ドイツ）	8,500千ユーロ	60%	発泡製品の製造・販売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
P.T.Tembaga Mulia Semanan（インドネシア）	18,367百万ルピア	42.42%	銅荒引線の製造・販売

(注) 出資比率は、間接保有を含んでおります。

i) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成18年10月に、リフロー炉事業を株式会社タムラ古河マシナリー（株式会社タムラFAシステムと当社との合併会社）に譲渡しました。

ii) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

OFS Fitel, LLCは、平成18年10月1日に、OFS BrightWave, LLCを吸収合併しました（両社はいずれも当社の100%出資会社（間接保有を含む））。

また、グループ経営体制の見直しの一環として、合併により次の4件の子会社の統合を行いました（合併期日：平成19年4月1日）。なお、各社はいずれも当社の100%出資会社（間接保有を含む）です。

【存続会社】

- ・古河エレコム株式会社
- ・古河樹脂加工株式会社
- ・材工株式会社
- ・古河ライフサービス株式会社

【消滅会社】

- 富士レックス株式会社
- 九州エフレックス株式会社
- 九古マテリアル株式会社
- 晃栄産業株式会社、古河電工旭開発株式会社

iii) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、中国における自動車部品事業の再編のため、平成18年10月25日に、GP Industries Limitedより、FURUKAWA GP AUTO PARTS (HK) Ltd. 株式30%を譲り受け、当社の同社に対する出資比率を80%に引き上げました。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

部 門 名	主 要 な 事 業 内 容
情 報 通 信 部 門	光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、半導体光デバイス、電子線材、光関連部品、ネットワーク機器、光ファイバケーブル付属品・工事、CATVシステム、無線製品など
エネルギー・産業機 材部門	裸線・アルミ線、電力ケーブル、被覆線、防災製品、電力ケーブル付属品・工事、ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電材製品、床暖房など
金 属 部 門	伸銅品（板・条・管・棒・線）、機能表面製品（メッキ）、電解銅箔、電子部品用加工製品、超電導製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）など
軽 金 属 部 門	アルミニウムの板材、押出材、鋳物、鍛造品、加工製品など
電装・エレクトロニ クス部門	自動車用部品・電線、巻線、電子部品材料、ヒートシンク、メモリーディスク用アルミ基板、電池など
サ ー ビ ス 等 部 門	物流、情報処理、ソフトウェア開発、不動産賃貸等のサービス事業など

(8) 主要な営業所および工場等（平成19年3月31日現在）

① 当社

- ・本 社：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
（平成18年5月8日に、東京都千代田区丸の内二丁目6番1号より移転しました。）
- ・営業所：関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、九州支社（福岡市）
- ・工 場：千葉事業所（千葉県市原市）、日光事業所（栃木県日光市）、平塚事業所（神奈川県平塚市）、三重事業所（三重県亀山市）、大阪事業所（兵庫県尼崎市）
- ・研究所：横浜研究所（横浜市）

② 子会社

- ・製造・販売会社：古河スカイ(株)（本社：東京都千代田区、工場：福井県坂井市、埼玉県深谷市）、日本製箔(株)（本社：東京都千代田区・大阪市、

工場：栃木県下都賀郡、滋賀県草津市）、理研電線(株)（本社：東京都中央区、工場：新潟県新潟市）、古河電工産業電線(株)（本社：東京都荒川区、工場：神奈川県平塚市、山梨県甲府市）、古河電池(株)（本社：横浜市、工場：栃木県日光市、福島県いわき市）、古河オートモーティブパーツ(株)（本社・工場：滋賀県犬上郡）、FCM(株)（本社・工場：大阪市）、古河サーキットフォイル(株)（本社・工場：栃木県日光市）、奥村金属(株)（本社：大阪市、工場：兵庫県丹波市、滋賀県栗東市）、OFS Fitel, LLC（米国）、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd.（タイ）、P.T.Tembaga Mulia Semanan（インドネシア）、Trocellen GmbH（ドイツ）

・販売会社等：古河総合設備(株)（本社：東京都大田区）、古河産業(株)（本社：東京都中央区）、古河エレコム(株)（本社：東京都千代田区）、古河物流(株)（本社：東京都千代田区）、Furukawa Electric North America, Inc.（米国）、Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）

(9) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

1) 企業集団の従業員の状況

部門名	従業員数	前期末比
情報通信	5,861名（1,004名）	1,491名増（12名減）
エネルギー・産業機材	3,715名（408名）	267名増（14名増）
金属	2,946名（920名）	318名増（8名増）
軽金属	3,210名（0名）	8名増（-）
電装・エレクトロニクス	17,125名（753名）	4,292名増（114名減）
サービス等	2,098名（948名）	22名減（213名減）
合計	34,955名（4,033名）	6,354名増（317名減）

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

2. 「従業員数」欄の（ ）内は、当社の従業員数となります。

2) 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,033名	40.9才	18.9年

(注) 臨時従業員および出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	98,576百万円
朝日生命保険相互会社	31,751百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	29,435百万円

(1) 決算期後に生じた企業集団に関する重要な事項

当社は、平成19年4月23日、Oplink社（Oplink Communications, Inc.；米国の光部品製造販売会社）との間に、当社が所有するOCP社（Optical Communication Products, Inc.；米国の光部品製造販売会社）普通株式66百万株（OCP社発行済株式総数の約58%）すべてをおよそ99百万米ドルでOplink社へ譲渡する旨の売買契約を締結しました。

本件譲渡は米国の独占禁止法に基づく手続の完了等を停止条件としておりますが、本件譲渡が実行されるとOCP社は当社グループから離脱し、Oplink社の子会社となります。ただし、譲渡代金約99百万米ドルのうち85%相当額は現金で、15%相当額はOplink社普通株式で支払われるため、当社はOplink社の株主として、OCP社がOplink社の子会社となることで将来実現し得るシナジー効果を楽しむことができます。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	2,500,000,000株	706,183,179株	66,446名
優先株式	50,000,000株	－	－
劣後株式	46,000,000株	－	－

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,485,000株	4.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	25,994,000株	3.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,694,000株	3.50%
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	22,928,250株	3.25%
朝日生命保険相互会社	16,050,000株	2.27%
古河機械金属株式会社	13,290,455株	1.88%
指定単受託者 三井アセット信託銀行株式会社 1口	12,195,000株	1.73%
日本生命保険相互会社	11,895,000株	1.68%
野村證券株式会社	11,395,000株	1.61%
富士電機ホールディングス株式会社	11,000,000株	1.56%

- (注) 1. 出資比率は自己株式（118,106株）を控除して計算しております。
2. 朝日生命保険相互会社については、上記16,050,000株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,500,000株あります。また、古河機械金属株式会社については、上記13,290,455株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が10,919,000株あります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

平成19年3月31日現在において当社役員が保有している新株予約権等の状況は、以下のとおりです。

(1) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に定める新株予約権

		第180回定時株主総会決議 (平成14年6月27日開催)	第181回定時株主総会決議 (平成15年6月27日開催)
新株予約権の数		510個	335個
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数		510,000株	335,000株
発行価額		無償	無償
権利行使の価額		533円	333円
権利行使期間		平成16年7月1日～ 平成20年6月30日	平成17年7月1日～ 平成21年6月30日
主な新株予約権の行使の条件		・当社の取締役の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。 ・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。	・当社の取締役または執行役員の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。 ・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数：6名 保有数：230個 目的となる株式の数： 230,000株	保有者数：6名 保有数：295個 目的となる株式の数： 295,000株
	社外取締役	－	保有者数：1名 保有数：10個 目的となる 株式の数：10,000株

(注)「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)の適用はありません。

(2) 平成13年改正前商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権

		第179回定時株主総会決議 (平成13年6月28日開催)
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数		760,000株
発行価額		無償
権利行使の価額		982円
権利行使期間		平成15年7月1日～平成19年6月30日
主な新株引受権の行使の条件		・当社の取締役の地位を失った後も、2年以内に限り権利を行使することができる。 ・権利者が死亡した場合、相続人が権利行使をすることができる。
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数：5名 目的となる株式の数：230,000株
	社外取締役	－

(注)「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)の適用はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況および兼職の状況（※は他の法人等の代表状況）
石原 廣司	取締役社長（代表取締役、CEO兼COO）	
和田 紘	取締役副社長（執行役員副社長、CAO）	東京特殊電線株式会社取締役、古河スカイ株式会社取締役
北野谷 惇	専務取締役（執行役員専務、電装・エレクトロニクスカンパニー長）	(※) 古河奇宏電子（蘇州）有限公司董事長、(※) Furukawa America, Inc. 取締役会長、(※) Furukawa Electric North America APD, Inc. 取締役会長、Asia Vital Components Co., Ltd. 董事、愛知電機株式会社取締役
吉田 政雄	専務取締役（執行役員専務、CMO兼エネルギー・産業機材カンパニー長）	(※) 蘇州古河電力光纜有限公司董事長、古河総合設備株式会社取締役
中野 耕作 (*)	常務取締役（執行役員常務、CPO兼CTO兼研究開発本部長）	
櫻 日出雄	常務取締役（執行役員常務、CFO兼J-SOX対応プロジェクトチーム長）	古河スカイ株式会社監査役
古河 潤之助	取締役相談役	(※) 古河林業株式会社取締役会長、古河機械金属株式会社取締役、横浜ゴム株式会社監査役、朝日生命保険相互会社監査役、株式会社インターネットイニシアティブ取締役
吉野 哲夫	取締役（非常勤）	(※) 古河機械金属株式会社取締役社長、株式会社トウベ監査役
金子 崇輔	取締役（非常勤）	株式会社神戸製鋼所監査役
氏平 親正 (*)	取締役（執行役員、金属カンパニー長）	(※) 古河精密（中山）有限公司董事長、(※) 古河精密（香港）有限公司董事長、(※) 古河金属（無錫）有限公司董事長、Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. 取締役
上倉 康弘 (*)	取締役（執行役員、情報通信カンパニー長）	大明株式会社取締役
竹内 浄 (*)	監査役（常勤）	理研電線株式会社監査役、古河電池株式会社監査役
小川 博正	監査役（常勤）	東京特殊電線株式会社監査役、古河電池株式会社監査役
藤田 讓	監査役（非常勤）	(※) 朝日生命保険相互会社取締役社長、富士急行株式会社取締役、株式会社ADEKA監査役、横浜ゴム株式会社監査役、日本ゼオン株式会社監査役、日本通運株式会社監査役、富士電機ホールディングス株式会社監査役、日本軽金属株式会社監査役

工藤 正	監査役（非常勤）	富士電機ホールディングス株式会社取締役、明治製菓株式会社取締役、伊藤忠商事株式会社監査役
------	----------	--

- (注) 1. 取締役吉野哲夫、金子崇輔の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田謙、工藤正の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小川博正氏は、当社経理部において当社の資金調達等財務に関する業務に従事し、また当社の子会社における経理部門を所管する部長の経験を有しております。
4. 上記*印の各氏は、平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会において、新たに取締役および監査役に選任され、就任いたしました。
5. 平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会終結の時をもって、取締役奥田志郎、黒川通豊の両氏は任期満了により退任し、監査役矢吹薫氏は任期途中で辞任いたしました。

各チーフ・オフィサーの所管部門は次のとおりです。

CAO	法務部、人事総務部、経営管理部、全社資産運用・企画チーム
CMO	営業企画部、グループ営業推進部、関西支社、中部支社、九州支社、北海道支社、東北支社、中国支社
CPO	資材部、生産技術部、品質管理推進室、原価低減推進部
CTO	研究開発本部、知的財産部
CFO	経理部、債権管理部、経営企画室
CSRO	CSR推進本部

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しており、上記以外の執行役員は次のとおりです。

執行役員常務	(OFS Fitel, LLC会長 兼 CEO)	室田勝比古
執行役員	(関西支社長 兼 同支社四国支店長 兼 同支社北陸支店長 兼 中国支社長 兼 アジア地区販売統括)	市居律雄
執行役員	(Furukawa Electric North America APD, Inc.社長)	林田収二
執行役員	(生産技術部長)	栗原和郎
執行役員	(経営管理部長)	有田一男
執行役員	(人事総務部長)	立川直臣
執行役員	(電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長 兼 中部支社長)	柳本正博
執行役員	(電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部長 兼 同事業部営業統括部長 兼 同事業部関東・東日本営業統括部長)	長田康文
執行役員	(エネルギー・産業機材カンパニー産業機材事業部長)	中山清
執行役員	(金属カンパニー副カンパニー長 (技術統括))	千種成史
執行役員	(CSRO 兼 CSR推進本部長 兼 同本部輸出管理室長)	佐藤哲哉

- (注) 1. 執行役員 長田康文氏は、平成19年4月1日付で執行役員を退任いたしました。
2. 執行役員 柳本正博氏は、平成19年4月1日付で、電装・エレクトロニクスカンパニー副カンパニー長 兼 自動車部品事業部長 兼 同事業部営業統括部長となりました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	389百万円 (13百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	62百万円 (11百万円)
計 (うち社外役員)	15名 (4名)	452百万円 (24百万円)

- (注) 1. 上表の取締役の支給額には、使用人兼務取締役(期中就任・退任を含み、のべ3名)の使用人分給与相当額(14百万円)は含まれておりません。
2. 株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)、監査役報酬限度額は年額78百万円であります。
3. 上表の取締役の支給額には、平成19年6月支給予定の業務執行取締役8名に対する業績連動報酬89百万円が含まれております。
4. 平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を次のとおり支給し、または支給する予定です。
- ① 上表の支給のほか、第182回定時株主総会(平成16年6月29日開催)、第183回定時株主総会(平成17年6月29日開催)および第184回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役および監査役に対し、次のとおり退職慰労金を支給しました。
- 取締役9名 217百万円 監査役4名 21百万円
- ② 第184回定時株主総会の終結の時をもって、取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止したことに伴い、同総会において再任された取締役および任期中の監査役に対しては、実際の退任時に、次のとおり退職慰労金を支給する予定です。そのうちの当期分の金額は、上表の支給額に含まれております。
- 取締役8名 418百万円(うち当期分14百万円)
監査役3名 6百万円(うち当期分1百万円)
5. 上表の支給のほか、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおり、取締役7名(うち社外取締役1名)は、平成13年、平成14年および平成15年に発行されたストックオプションとしての新株予約権等を保有しております。
6. 上表の支給のほか、第184回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対し、当期分の報酬として25百万円(当期分の退職慰労金5百万円を含む)を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

① 社外取締役

吉野哲夫氏は、古河機械金属株式会社の代表取締役社長です。

② 社外監査役

藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であり、同社は当社との間に融資等の取引があります。

2) 他の会社の社外役員の兼任状況

① 社外取締役

吉野哲夫氏は、株式会社トウペの社外監査役です。

金子崇輔氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役です。

② 社外監査役

藤田譲氏は、富士急行株式会社の社外取締役ならびに株式会社ADEKA、横浜ゴム株式会社、日本ゼオン株式会社、日本通運株式会社、富士電機ホールディングス株式会社および日本軽金属株式会社の社外監査役です。

工藤正氏は、富士電機ホールディングス株式会社および明治製菓株式会社の社外取締役ならびに伊藤忠商事株式会社の社外監査役です。

3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	吉野 哲夫	取締役会20回	非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、主に設備投資や出資等の議案につき、事業運営に関する判断軸や市場動向、環境問題に関する知見を提示する等、活発な発言を行っております。
	金子 崇輔	取締役会23回	金融機関の経営者を歴任した経験および幅広い見識等に基づき、主に事業計画や出資、リスクマネジメント等に関する議案につき、計画の内容を質し、リスク回避の方策を例示する等、活発な発言を行っております。
社外監査役	藤田 讓	取締役会16回 監査役会 8回	金融機関の経営者や他社の社外役員としての豊富な知識・経験から、取締役会においては、リスク管理や機関投資家としての観点から、主に出資やグループ会社の運営等に関する議案につき、リスクを把握し、また計画の実現可能性を確認する等、活発に発言しております。 監査役会においては、内部統制整備状況の監査のあり方、会計監査人の解任・不再任方針の内容等について、活発な発言を行っております。
	工藤 正	取締役会19回 監査役会 7回	金融機関の経営者を務め、また他社の社外役員としての幅広い経験や知見から、取締役会においては、リスク管理等の観点から、主に出資や各種年度計画、システムの整備等の議案につき、事業における適切な評価軸・観点を提示し、またグループの管理体制の一層の向上を求める等、活発な発言を行っております。 監査役会においては、金融商品取引法を含む情報開示体制整備のあり方、安全・環境対策強化の必要性等について、活発な発言を行っております。

(注) 当期における取締役会の開催回数は25回、監査役会の開催回数は8回です。

4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役吉野哲夫および金子崇輔ならびに社外監査役藤田讓および工藤正の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金7百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

- ・ 監査法人日本橋事務所
- ・ みすず監査法人

(注) みすず監査法人(平成18年9月1日付で、中央青山監査法人より名称変更)は、平成18年5月10日に金融庁より同年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けました。これにより、会計監査人としての資格を喪失することとなるため、当社は同年6月29日開催の第184回定時株主総会において、監査法人日本橋事務所を会計監査人として選任するとともに、監査業務の万全を期すため、同年9月1日に効力が生ずるものとして中央青山監査法人も会計監査人として選任する旨が決議され、両監査法人による共同監査体制をとりました。

(2) 報酬等の額

	監査法人日本橋事務所	みすず監査法人
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円	167百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	13百万円	147百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	6百万円	28百万円

(注) 当社および当社の子会社と各会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、理研電線株式会社ほか8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。以下「監査法人等」という)の監査(会社法または証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

また、古河電池株式会社、古河総合設備株式会社ほか5社は、監査法人日本橋事務所以外の監査法人等を、みすず監査法人と共同監査を行う会計監査人としております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、内部統制に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、取締役会および監査役会は、以下のとおり定めております。

① 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とする。

② 監査役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

(5) 会計監査人が受けた業務の停止処分の内容

上述のとおり、みすず監査法人（平成18年9月1日付で、中央青山監査法人より名称変更）は、平成18年5月10日に金融庁より同年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記のとおり基本方針を定めております。

記

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号前段ならびに会社法施行規則（以下「規則」という）第100条第1項第4号）
 - ・「古河電工グループ企業行動憲章」を倫理法令遵守の基本理念とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、コンプライアンス委員会を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
 - ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、コンプライアンス委員会が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を適宜取締役会へ報告する。
 - ・監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（規則第100条第1項第1号）
 - ・取締役会、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。

- ・取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。
- ③ 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制（規則第100条第1項第2号）
- ・取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、適宜取締役会へ報告される体制を構築する。
 - ・各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を、定期的に取り締役会へ報告する。
 - ・より体系的で遺漏のないリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーからなるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検討する体制を整えるとともに、リスク管理体制と管理方法に関する社内規程を整備する。
 - ・各種のリスクのうち、品質管理、安全環境、情報セキュリティ等重要性が高いと認識されるものについては、特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則第100条第1項第3号）
- ・中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、カンパニー長およびチーフ・オフィサーは、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
 - ・取締役会、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、カンパニー長およびチーフ・オフィサーの職務権限と担当業務分掌の明確性を

確保する。

- ・部門長の職務分掌についても、「職務分掌基本規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則第100条第1項第5号）
- ・「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、経営状況の把握および子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
 - ・主要な子会社へは、非常勤役員等を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則第100条第3項第1号）
- ・監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。
 - ・補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則第100条第3項第2号）
- ・補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（規則第100条第3項第3号）
- ・監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。
 - ・内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
 - ・取締役および担当部署責任者は、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度によ

る通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（規則第100条第3項第4号）

- ・ 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ・ 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ・ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ・ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、本年3月9日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。

また、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を、以下のとおり決定いたしました。

本プランは、平成19年6月に開催される第185回定時株主総会で承認されることを条件として発効することとしております。

なお、本プランを決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プラン

の具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定

する株券等を意味します。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

[2] 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「お客様を大切にすること」「人を大切に、活かすこと」「創造力を活かし、新技術に挑戦すること」を経営の基本方針とし、「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益会社になる」というビジョンを掲げております。

当社グループの事業領域は、「情報通信」、「金属」、「電装・エレクトロニクス」、「エネルギー・産業機材」および「軽金属」と多岐にわたりますが、これらの事業は明治17年の創業以来培ってきた素材の加工・応用技術を基盤に、産業の発展に伴い創造してきたものです。その事業創造の過程で、当社グループは、独自の技術、経験および経営ノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員などの様々なステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてまいりました。これらは、当社グループの有形・無形の貴重な財

産であり、これらを毀損することなく、中長期的な視野で企業価値と株主共同の利益の一層の向上に結びつけるよう努めております。

当社は、平成16年に「古河サバイバルプラン」を策定し、収益力の向上および財務体質の改善を進めてまいりました。同プランにおいては、最終年度である平成18年度の連結売上高の目標値を8,460億円としておりましたが、既に平成17年度において連結売上高は8,725億円となり、また情報通信部門が計画より1年早く営業黒字化する等、同プランの目標を1年前倒しで達成いたしました。同プランの成功をふまえ、当社は1年前倒しで攻めの経営戦略へ展開することとし、真に創造的で世界に存在感のある企業へ生まれ変わるため、平成18年3月に平成21年度を最終年度とする中期経営計画「イノベーション09」を策定いたしました。

「イノベーション09」は、①重点分野とグローバル市場の開拓、②資本効率の向上、③グループ経営体制見直し、の3点から構成されています。

① 重点分野とグローバル市場の開拓

「攻めの経営体制への転換」にあたり、重点分野として成長市場である自動車、電子部品、フォトニクス・ネットワーク、環境分野を選択しました。また、海外市場の開拓に重点的に取り組むことといたしました。

平成17年3月に実施した劣後株式の発行により調達した200億円を「戦略ファンド」として活用しつつ、研究費および設備投資を積極的に実施することによりグローバル1・2位製品を育成していきたいと考えております。具体的には、平成22年3月末までに、上述の重点分野にて連結売上高1,100億円を創出し、かつ海外売上高比率を35%にまで高める計画です。

② 資本効率の向上

「古河サバイバルプラン」においては、保有する投資有価証券や不動産の売却等を行い、有利子負債を削減して財務体質の強化を進めてまいりました。「イノベーション09」では、資本効率を高め、たな卸資産と売掛金の圧縮により捻出する資金を「内部調達ファンド」と位置づけて、新たな戦略投資の原資としていく方針です。

③ グループ経営体制の見直し

当社は、平成16年4月よりカンパニー制に移行し、一定の成果が出ていると判断しておりますが、さらなる事業の成長促進を図って、グループ経営体制の見直しを行っております。これには、ノンコア事業の見直し、グループ会社の統廃合、リスク管理体制の強化、グローバル人材の育成・グローバルマネジメントの強化を含んでおります。

「イノベーション09」では、当社は、最終年度となる平成21年度での到達目標を次のとおり定めており、材料技術を基礎とした商品開発力で世界企業を目指します。「情報通信部門」は光ファイバ・フォトニクスネットワークのグローバルリーダーを、「エネルギー・産業機材部門」は特殊線・高機能プラスチックのグローバルサプライヤーを、「電装・エレクトロニクス部門」ではエレクトロニクス・電装部品で特色あるグローバルカンパニーを、「金属部門」はアジアのトップサプライヤーを、「軽金属部門」は日本のリーディングカンパニーから世界への飛躍をそれぞれ目指しております。

- 1) 連結売上高：1兆円（※）
- 2) 連結営業利益：700億円
- 3) ROE：11.0%
- 4) ROA（営業利益ベース）：7.0%（※）
- 5) 総資産回転率：1.0（※）
- 6) D/Eレシオ：1.3

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定しました上記〔1〕の基本方針の実現にも資するものと考えております。

(※) 「1.企業集団の現況に関する事項」の「(4) 対処すべき課題」の末尾に注記したとおり、当期において「イノベーション09」の連結売上高の目標値1兆円を既に達成したため、最近の経営環境等を勘案して見直しを行った結果、連結売上高、ROAおよび総資産回転率の最終目標値を次のとおり修正しております。

	旧目標値	新目標値
連結売上高	1兆円	1兆2500億円
ROA（営業利益ベース）	7.0%	6.2%
総資産回転率	1.0	1.1

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 [1] に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

また、本プランを運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行なう際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は本プランにおいて大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、本プランは平成19年6月に開催される第185回定時株主総会で承認されることを条件として発効することとしております。

2. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表

取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要等

2) 必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当

社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当

該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開

買付等の株券等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は後記別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

3) 第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、第三者委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、第三者委員会を設置することといたしました。第三者委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。

注4：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、
公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこ
れらに準ずる者を対象として選任するものとします。

4) 対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付
ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗
措置はとりません。一方、上記1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場
合、並びに上記2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理
性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、
第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会
は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措
置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の
勧告を最大限尊重するものとします。

5) 対抗措置発動の停止等について

上記4)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定し
た後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合な
ど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、第三者委
員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止
又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の
無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、また
は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の
撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断し
た場合には、行使期間開始日までの間は、第三者委員会の勧告を受けた上
で、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、
無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとしま
す。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしがたって、当該決定について適時・適切に公表します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社

による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）及び当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として

当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

5. 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、平成19年6月に開催される第185回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）での承認により発効することとします。なお、有効期間につきましては、本定時株主総会の終結時から平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。

本プランの廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

[4] 基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、重点分野とグローバル市場の開拓、資本効率の向上およびグループ経営体制の見直しを内容とする中期経営計画「イノベーション09」を策定しております。これらは当社グループの優先的な経営課題であり、この実現によって、当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みです。また、本プランについても、

次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会での承認により発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様のご意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっております。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記〔3〕3.「大規模買付行為が為された場合の対応」において記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による

恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

第三者委員会規程の概要

- ・ 第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 第三者委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 第三者委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家より、当社の費用負担により助言を求めることができる。
- ・ 第三者委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

×

ε
